

令和4年度 第2回静岡県多文化共生審議会 議事録

令和5年3月9日（木） 午後2時00分から午後3時30分まで
静岡県庁別館9階特別第1会議室

出席委員（14名） 植田 敏博、王 萱、岸田 裕之、斉藤 薫、佐伯 康考、榊原 昭雄、坂本 勝信、鈴木 宏征、高畑 幸、竹内 浩視、田島 誠也、田平 相川 アンジェラ 明美、土屋 真理、ラクスマ デワヤニ

（緒方）

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回静岡県文化共生審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、開会にあたりまして、県の出席者を御紹介いたします。

森静岡県副知事です。

（森）

森でございます。よろしくお願いいたします。

（緒方）

高畑くらし・環境部長でございます。

（高畑）

高畑です。よろしくお願いいたします。

（緒方）

横地くらし・環境部、多文化共生担当理事でございます。

（横地）

横地でございます。よろしくお願いいたします。

（緒方）

私は本日の司会を務めます多文化共生課緒方と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、静岡県情報提供の推進に関する要項の規定に基づきまして、公開となりますことを御了承願います。

また、委員の皆様は発言の際には、机の上のマイクのボタンを1回押していただきまして、終わりましたら、もう一度ボタンを押して、お切りくださるようお願いいたします。オンラインの参加の委員の方に関しましては、御発言の際には分かるように挙手をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況を御報告いたします。田中委員につきましては、御都合により欠席でございます。斉藤委員、佐伯委員に関しましては、オンラインによる出席となります。高畑委員につきましては、会議途中からオンラインにより、出席予定でございます。

従いまして、委員15名のうち過半数の13の方に御出席いただいておりますことから、静岡県多文化共生推進基本条例第16条第2項に基づきまして、会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、新たに就任された委員を御紹介いたします。恐れ入りますが、その場で御起立をお願いいたします。

一般社団法人静岡県商工会議所連合会会長岸田裕之委員でございます。

(岸田)

岸田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(緒方)

なお前回の審議会におきまして、新任委員として、お名前のみ御紹介いたしましたが、一般社団法人静岡県医師会理事竹内浩視委員が今回御出席でございます。

(竹内)

静岡県医師会から参りました竹内と申します。前回は当日に、実は濃厚接触者となってしまうと、出席が叶わず残念でした。本日も業務がありまして、途中退席をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(緒方)

続きまして、お手元の次第の3番委員改選に伴う会長の選出でございます。

静岡県多文化共生推進基本条例の第15条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様から、御推薦はありません。

すでしょうか。

はい、鈴木委員お願いいたします。

(鈴木)

藤枝市立藤枝小学校の校長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここ数年、本審議会のお世話になっております。他方面のお話をお聞かせいただいで、大変勉強になっているところです。教育と言いますと、やはり少し間口が狭まってまいりますので、私には少し務まらないかなっていうふうに思うんですが、ここにお集まりの委員の皆さんは、それぞれの分野を代表される方々で、どなたが会長になってもふさわしいかと思うのですが、外国人の皆さんが本県に生活されていく中で、やはり一番基礎となるのが、雇用やそれから経済ということになりますので、ここはこれまで通り、経済会を代表される県商工会議所連合会の会長の職にある岸田委員にお願いをしたらどうかというふうに思っています。いかがでしょうか。

(緒方)

ただいま、岸田委員を会長にとの御推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

それでは、意義なしということでございますので、岸田委員お引き受けいただけますでしょうか。

(岸田)

はい。

(緒方)

ありがとうございます。それでは、岸田委員に御承諾いただきましたので、岸田委員に会長をお願いいたします。それでは、岸田委員、会長席に移動の方お願いいたします。

では、ここからの議事進行は岸田会長にお願いいたします。

(岸田)

それでは皆様改めまして、本日はよろしくお願いいたします。

この年度末のお忙しい中、多くの方にお越しいただきましたこと大変感謝申し上げます。私今日初めての参加なので、拙い司会になるかと思っておりますけども、どうぞ皆様御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日でございますけれども、議事が3件でございます。議事が終わった後に県の方から情報提供があるというように聞いております。

それでは、議事から入らせていただきたいと思います。一番最初の議事でございます。昨年の3月にですね、皆さんに御議論いただきまして、ふじのくに多文化共生推進基本計画というものが作成されました。本年度の1回目の審議会が8月に行われ、その時に静岡県の多文化共生推進政策の内容について、皆様から色々御意見をいただきました。本日の議事の最初でございますけれども、令和4年度第1回、8月に行われました静岡県多文化共生審議会での御意見につきまして、事務局から説明をしていただきました後、また皆様から、御意見をいただきたいというように思っております。それでは、事務局御説明の方よろしく願います。

(吉永)

皆様こんにちは。多文化共生課長の吉永と申します。お忙しい中、御参加ありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い致します。着座にて失礼いたします。では、お手元の資料1を御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。今、会長の方からも、御案内ございました、第1回の当審議会におきまして、皆様方から色々な注意すべき点や事業の推進にあたって配慮すべき点等、様々な御意見・御提案をいただきました。今回はその後の対応状況につきまして、資料に補足を補いながら、報告をしたいと思っております。

まず、資料の1番の項目でございますけど、外国人の子どもの就学にあたって、その保護者への案内等に配慮が必要という趣旨で、複数の委員から御意見をいただきました。これに対しまして、教育委員会では、該当者に対しまして、市町の多文化共生担当課や市町教育委員会と連携を取って支援を行うということでございます。また、日本の学校制度を理解していただくために、多言語版のリーフレットを作成しまして、県教育委員会のホームページにも掲載しまして、広く活用を呼び掛けているということでございます。また健康福祉部では、市町を事業主体としまして、外国人児童が入所する保育所に対しまして、外国人児童の語学力向上のための教材費や保護者とのコミュニケーションの際の通訳にかかる経費等の補助を行っているところでございます。

続いて2番、3番の項目については、「やさしい日本語」の普及方法などについて、御提案をいただきました。「やさしい日本語」の研修を昨年8月から今年の2月にかけて、行政や企業、また県民を対象としまして、オンラインでの参加も可能として、開催いたしました。実際、オンラインでの参加の方も多くいらっしゃいまして、非常に良かったというふうに思っております。またオンラインに関連しまして、eラーニングができる教材の開発についても、御提案をいただいた

ところでございます。これにつきまして、経費を確保いたしまして、来年度の事業で制作をしていくという予定をしてございます。

また「やさしい日本語」を理解してもらうためのイメージ発信ですけども、「やさしい日本語」とはこういうものですよというイメージを持っていただくために、当課が制作した約3分程度の動画がございまして、これを県の動画サイトにラインナップとして加えているところでございますが、「やさしい日本語」というワードと動画の県民の皆様への認知度を高めていただこうと、この度、ポスター制作なども行いまして、この2月から3月にかけて、公共交通機関や主要な郵便局にも貼っていただきまして、普及キャンペーンを行っているところでございます。ポスターにはその動画につながるQRコードもつけまして、動画に誘導するような工夫をしたところでございます。今日ポスターありますね。今、掲示しているような、このようなパッションピンクが目立つような形で、公共交通機関や郵便局等に貼らせていただいているというようなところでございます。

続いて4の項目です。ローマ字による表記については、なかなか日本語、「やさしい日本語」も理解できない方がいるので、ローマ字表記なども工夫したらどうかということでございます。県では、行政情報の発信にあたっては、外国人県民への情報提供に関するガイドラインというものを作成しておりまして、まずはやさしい日本語と多言語で情報提供を進めていこうということで、今取り組んでいる最中でございます。確かに漢字やひらがな自体も読めない方もおられます。更には、日本語の単語自体も理解できないという方もおられますので、行政情報のローマ字によるサポートにつきましては、今後も継続検討という形で進めていきたいと考えております。

次に5番の項目でございます。学校での教育として、きちんとした日本語を学ぶべきについてですけども、教員が分かりやすい説明を行う際には、「やさしい日本語」の活用も必要ということで、御意見をいただきました。教育委員会では、教員の「やさしい日本語」の活用や外国人児童生徒への対応についての研修会を開催しております。各教科の指導にあたりましては、必要に応じて、「やさしい日本語」を活用しているということでございます。

次に6番の項目です。定時制高校でも、外国ルーツの生徒が増えてきている中で、支援の対象として広げることも必要ではないかと、御意見をいただきました。資料にですね、教育委員会所管の外国人生徒の日本語学習やキャリア教育を支援する2つの事業が記載してございますけども、これらについては、定時制高校も対象としているということで、制度の周知を行っているということでございます。

続いて7番の項目です。キャリア教育について、高校生だけでなく、中学生や小学生など、もう少し早い段階でのアプローチが必要。また保護者など参加者を広

げられるように、オンラインでの一斉開催など、開催の方法の工夫なども必要ではないかというような御意見をいただきました。教育委員会では、公立の小中学校ではですね、外国ルーツの児童生徒を含め、社会人講話や職場体験活動なども実施しております。外国ルーツの生徒が多い高校では、生徒や保護者を対象に講演会等の開催などを実施しているところがございます。保護者を含めたオンラインでの仕掛けはなかなか完全にはできていないんですけれども、生徒を対象としまして、日本語能力試験の対策講座など一部の事業につきましては、オンライン活用を始めているということでございます。

最後8番の項目です。県民から直接御意見を伺うタウンミーティングなどにおいて、外国人県民からの意見を伺う機会もオンラインなども合わせて増やしていくということ。また、話はできますけれども書けないという方もいらっしゃるの、そういった配慮も必要ではないかと御意見をいただきました。県の総合窓口としましては、県のホームページで御意見を随時受け付けているところがございます。現状については、まだ英語、中国語、韓国語と限られておりますけれども、多言語での案内を行っているところがございます。また、当課では、今年度県政情報を多言語と「やさしい日本語」で発信しております「かめりあアイ」の利便性について御意見を伺うタウンミーティングを外国人県民を対象に行いました。その他地域日本語教室ですとか、外国人県民を対象としました防災出前講座など、外国人県民と直接接する場面、そういった機会を利用しまして、生の声を直接伺っているところがございます。

以上、概略にて報告をさせていただきました。

(岸田)

はい、ありがとうございました。それでは、以上の御説明につきまして、皆様から御意見、御質問等をお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。

はい、ラクスミ委員お願いします。

(ラクスミ)

ありがとうございます、インドネシアのラクスミです。

1番の意見、自分が前回意見を出しました。この意見をまとめていただいて、対応していただいて、御丁寧にありがとうございました。

ちょうど先週 Facebook を見た時に、富士市にある FILS (フィス)、国際交流協会ってところなんですけれども、保護者懇談会というイベントがあって、今年小学校1年生になる子どもの親たちに、学校の生活、学校で使う物の説明があって、それを見ると、浜松市とか、静岡市とか、他の市もそういうことをやっていたければ、すごくありがたいなと思います。

以上です、ありがとうございます。

(岸田)

はい、ありがとうございます。今の御意見について事務局からございますでしょうか。

(吉永)

ありがとうございます。市民の皆様にはこれはいいなというような取組は、各市町に広げていくことが大事かと思えます。今御意見いただきましたので、我々県の立場から、こういった取組をどこどこ市さんの方で始めてますよみたいな情報も、届ける必要があらうかと思えますので、そういった情報を共有していきたいと思えます。ありがとうございます。

(岸田)

貴重な御意見ありがとうございます。その他の皆様からいかがでしょうか。竹内委員どうぞ。

(竹内)

実は仕事柄よく県のホームページを拝見することも多いんですけども、この1月末に全面リニューアルっていうことで、非常に見やすくなったっていうふうに思っています。そういう中で、この多文化共生に関して、今回のホームページの全面リニューアルで工夫した点とか、あるいは、アピールできる点があったら、ぜひ教えていただきたいんですけど。

(吉永)

今までは整理の仕方、事業のくくりが上手くできていなかったなっていうところが反省でございます。今回は、県民の方が御覧になって、カテゴリーを少し整理をさせていただきましたので、それでももちろん完璧とはもちろん言えないかと思えますけども、見る方がどういう視点で入ってくるのか、というような考えに基づいて、一旦整理したつもりではございますので、そこでなるべく御意見も随時聞けるように、メールアドレスも配置させていただいております。何かご意見がございましたらっていうのを積極的にちょっとやっていけばいいなと思ってます。

私どもの国際交流員に、ブラジル人、フィリピン人、アメリカ人、インドネシア人、ベトナム人と5つの国から国際交流員が来ておりまして、そういった方たちが、いろんな県の業務の翻訳等の県庁全体の業務をサポートしてるわけですね。

ど、そういったことで、多言語による発信というものを今回もう少し工夫をして、実施しているというような状況でございます。

（岸田）

ありがとうございました。ぜひ、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。その他の皆様からいかがでしょうか。はい、相川委員お願ひいたします。

（相川）

皆さんこんにちは、相川です。よろしくお願ひいたします。

6番の定時制の外国人が増えていっているっていうことの件なんですけれども、そのような外国人生徒の支援の事業をしていただいていることを大変助かっていますので、更にそれを続けて、あと、行政とか企業とか派遣とか、もっとそういった企業との連携を持って、外国人の職場体験をもっとしていただくのが効果があると思ひますので、ぜひそれをしていただきたいと思います。

（岸田）

はい、ありがとうございます。職場体験みたいなものは、商工会議所などでも高校生とかそういう方たちには既にやっているもので、やはり産業界もそういう幅を広げていかなければいけないんじゃないかなと、御意見を聞いて少し考えていきたいと思ひます。どうもありがとうございます。事務局の方から何かございますか。

（吉永）

ありがとうございます。本当に職場体験というのは必要だと思ひてまして、私どもの事業の1つで、ブラジル人学校の生徒さんに対して、キャリア教育という点で、授業を進めているものの中で、職場体験というものを入れています。自分が将来こういう仕事がいいなとか働くことの大切さとかそういったことをなるべく早い段階からしっかり身につけていただくことが大事かなっていうふうに思ひておりますので、そういった事業をもう少し現場の方の声をよく聞いて更に広げていければいいなというふうに考えております。ありがとうございます。

（岸田）

ありがとうございます。前回の議論の中でも、正規社員だとか非正規社員、どういふふうにやっていくのかといういふような議論があったと思ひます。年間の収入をどう考えるか、足元の収入をどう考えるのか、そういうことによつて非常に難

しい点はあると思うんですけれども、産業界としてもやはり、多様化というところのキーワードは非常に重要だと思っていますので、本当に考えてみたいと思います。

その他の皆様からはいかがでしょうか。はい、田島委員お願いいたします。

(田島)

田島でございます。4番なんですけど、ローマ字表記で色々な文字につけるといいんじゃないかって前回意見が出て、ああ、なるほどなど。日本語って、ひらがな、カタカナ、漢字もあって、とっても難しいところなので、ローマ字っていうところだと、アルファベットの組み合わせで分かるところなんでいいなと思っていたんですけど。いろいろ子どもの持っているものとか見ると、英語で書いてあるのかと思ったら、意外とローマ字だったとかそういうものもあるんで、いろんなガイドラインとかあって難しいところがあるかもしれませんが、ローマ文字表記ってというのは、前向きに検討いただけるといいんじゃないかなと思います。

(吉永)

ありがとうございます。私ども継続的に検討してまいりたいと思っておりますので、宿題として扱いたします。ありがとうございます。

(岸田)

ありがとうございます。その他の皆様からはいかがでしょうか。はい、坂本委員お願いいたします。

(坂本)

常葉大学の坂本です。審議会での意見を実際に対応という形で反映なさっていて、素晴らしいなと思って読ませていただきました。8番のところについて、少し御質問と感想を言わせていただければと思います。まず、ホームページも先ほど話を拝聴していると、リニューアルなさったりしていて、既に改善をなさっている点が、尊敬の念を抱いております。それと同時に、どの程度ホームページや電子メール、意見箱などで意見が集まってきているのかなっていうところは、少しお聞きしたい点と、それと同時に、SNSなどを使っても周知を図っているという話で、最近ではFacebookとかインスタとか、様々なより手に届きやすいツールがありますので、そちらも同時になさってる点が非常に素晴らしいと思います。従来からあるホームページや電子メール、意見箱などについてはいかがでしょうか、どの程度集まりますでしょうか。うちの大学の浜松キャンパスの方でも、

学生に意見箱と置いてるんですが、なかなか上手く回っていないところもあるので、ぜひお聞きしたいなと思っております。よろしくお願いします。

(吉永)

県ホームページの総合のところは、広聴広報課が管理していて、そこでカウントされてますので、関心を持っていただいて、本当にありがたいと思いますけども、月何件とか、今手元にございません。確認の上、皆さんに共有させていただきたいと思います。SNS を使った発信については、外国人の皆様とのつながりアイテムとしては、非常に身近なアイテムだと思っておりますので、我々も事あるごとに、例えばですけど、大きな台風が来そうとか、そういう時に Facebook などを使って、こういう備えをしようとかっていう、リアルタイムで随時発信をするような体制を取っております。ちょっと気づいて、これは大事かなって思う点については、積極的にそういった発信を今後も継続していきたいと考えております。

(岸田)

ありがとうございます。

(横地)

広聴広報課に後ほど確認いたしまして、県のホームページの多言語のところのアクセスがあるとか、確認してから御回答したいと思います。

(岸田)

はい、ありがとうございます。発信はすごく大事ですけども、受け取る側、どのくらい受け取っているのかということも非常に大事だと思いますので、また数字の方よろしくお願いします。それでは、その他の皆様からいかがでございましょうか、よろしいでしょうか。

では、次に進めさせていただきます。議事の2つ目でございます。令和4年度多文化共生推進本部プロジェクトチームの取組についてでございます。では、事務局から説明の方お願いいたします。

(吉永)

はい。資料の2になります。御覧いただきたいと思います。県では、多文化共生政策を教育委員会や警察も含めまして、県の組織全体で進めていくための組織として、静岡県多文化共生推進本部を設置しております。その本部の中に、多文化共生施策を進める上で、社会情勢の変化や緊急的な課題に迅速に対応していくということで、資料2の表の左側の区分欄に記載してございます、新型コロナ

ナ、生活、教育、活躍、危機管理、情報提供といったプロジェクトチームを設置しておりまして、県庁内の関係課が連携、情報共有を行いながら対応を行っているところでございます。令和4年度も様々な課題に対応してまいりましたので、その実績・成果の報告と令和5年度にどのような取組を予定しているのか、ということを中心にまいりますけども、御紹介をさせていただきます。

まず順に新型コロナですけど、令和4年度の実績なんですけども、1ポツ目、新型コロナウイルスに関して、様々な疑問や不安に対する相談、また、罹患された方に保健所等から連絡する際の通訳業務を行う専用のホットラインを令和2年度に設置しまして、今年度4,000件を超える事案に対応してまいりました。また、その下の二重丸の新規の取組としまして、療養者や濃厚接触者向けのリーフレットを多言語と「やさしい日本語」で作成しまして、ホームページでも公開して、広く活用を呼び掛けました。右側に移りまして、令和5年度ですけれど、新型コロナウイルスの5類への移行が5月8日に予定されておりますので、それに伴うマスク等の感染対策や、各種制度の変更点などについて、外国人県民にもしっかりと届くように周知を行ってまいります。

次に生活のプロジェクトチームです。令和4年度、磐田市にあります西部児童相談所には、他の児童相談所に比べまして、外国人も多く相談に訪れますことから、タブレットを使った通訳サービスとの3者通訳体制を導入いたしました。このほか、児童相談所と県営住宅の窓口において、外国人の方と対面で接客を行う際に、音声拾って文字で翻訳を行う機材がございまして、その効果検証を行っているところでございます。令和5年度でございますが、二重丸でございます。県の多文化共生総合相談センターかめりあでも、相談の中で、メンタルに関する相談が寄せられるようになってまいりましたので、その対応としまして、定期的に心理士による相談会を設けることといたしました。

続いて教育ですけれども、令和4年度は、本年4月に開校いたします県立夜間中学、ふじのくに中学の開設準備を進めてまいりました。続いて令和5年度に移りますが、日本語能力の判定方法に関する研修会というものを開催するほか、当課が担当します、外国にルーツを持つ子どもの活躍支援事業というものを新規に立ち上げまして、実施してまいります。この件については、この後の資料で、また概要を御説明いたします。

次のページに移りまして、危機管理でございます。災害時の情報収集や平常時の防災学習に有効な県の防災アプリにつきまして、防災の基礎の自分のペースで学べる学習コンテンツ機能というものがございまして、従来英語とポルトガル語、フィリピン語では、そういった学習機能が動いていたんですけども、今年度インドネシア語、ベトナム語を追加いたしました。また、アプリのインストール方法や基本操作についても、「やさしい日本語」で動画を作成しまして、利

用者の拡大を図っているところでございます。

続いて、情報提供ですけれども、令和4年度中段の二重丸です。外国人県民が多く暮らす西部地域を所管します西部県民生活センターで、消費生活に関する注意喚起のための多言語によるチラシを作成して、広報を行ったところでございます。

最後に共通のプロジェクトチームですけれど、二重丸の部分ですね。日本郵便の東海支社と連携しまして、郵便局に多くの外国人の方がいらっしゃいますので、窓口対応で、「やさしい日本語」を普及させていくということで、お互い連携を取ることといたしました。その連携にあたって、第1弾として、研修会を行いました。研修の様子を映像等で収めまして、郵便局の中でもそれを広げて、着実に対応できるような形で広げていく体制を取ったところでございます。

以上、簡単に御説明をさせていただきました。令和5年度も社会情勢の変化などにアンテナを高くしまして、庁内の関係課が連携して対応してまいります。以上でございます。

(岸田)

はい、ありがとうございます。それでは以上の説明につきまして、御意見、御質問がある方がいましたら、お願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは、3つ目の議事に移らさせていただきます。お手元の議事でございます、令和5年度の多文化共生の取組全体像でございます。こちらにつきましても、事務局から説明をお願いいたします。

(吉永)

はい。資料につきましては、資料3、サイズでいうとA3版横長のものがございます。この表は、県の多文化共生施策の全体的な枠組とともに、令和5年度の主要な取組を取りまとめたものでございます。左側は多文化共生推進基本計画で整備しました現状と課題、政策の方向性がベースとなっております。

右側、主要施策の欄を御覧ください。令和5年度の取組でございます。まず資料の最下部でございますけれど、外国人県民と日本人県民が相互に理解し合い、誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力が発揮できる多文化共生社会の実現を目指して、政策を展開してまいります。各部署におきまして、様々な取組を行いますけれども、主要な取組を、基本計画の7つの柱で整備いたしました。

まず、1つ目の柱ですけれども、多文化共生意識の定着に向けまして、お互いに文化を理解し、多様性を認め合い、学ぶことができる機会の創出をいたします。社

会や大学等で活躍されてます外国ルーツの若者が、同様のルーツを持つ子どもたちに体験談を語る多文化共生出前講座というものを開催を予定しております。また、対話交流型の日本語教室、一方的な授業ではなくて、地域住民に参加していただきまして、学習者が対等な立場で、日本語や日本の文化を学んでいただく多文化共生の場を拡充してまいります。

次に2つ目の柱、コミュニケーションの支援でございますが、外国人県民と円滑なコミュニケーションを図るため、言葉の壁の解消に向け、取り組んでまいります。地域や外国人を雇用しております企業等におきまして、「やさしい日本語」の普及を進めるとともに、行政情報を発信する際に、積極的に「やさしい日本語」の活用を行ってまいります。その一方で、外国人県民の日本語能力習得のため、各市町で日本語教育を推進する体制作りの支援を行ってまいります。

次に3つ目の柱、危機管理体制の強化としまして、災害時要配慮者ともなります外国人県民の防災意識の醸成を図ってまいります。自らの命を守るための行動を知っていただき、平常時の備えの重要性を理解してもらうため、外国人を雇用する企業等と連携しまして、防災講座を引き続き、実施してまいります。

4つ目の柱、生活支援の充実のために、外国人県民が安心して生活できるような環境整備を充実してまいります。多言語による生活相談窓口として、県多文化共生総合相談センターかめりあを運営し、年間約2,000件を超える相談に対応しております。相談内容としまして、先ほども御紹介しましたが、心の相談っていうものが増加傾向にあるということから、心理士による相談会を定期開催することなど、センターの機能の拡充を図ってまいります。

5つ目の柱で、外国人の子どもの教育環境の整備としまして、子どもたちの教育機会を確保し、将来の進路選択ができる環境整備を進めてまいります。令和5年度新たに、先ほど申しました、外国ルーツの子どものための将来的な活躍支援のため、現状実態や課題を把握する調査を実施いたします。また、様々な事情で、義務教育を修了していない外国人を含めた、15歳以上の県民を対象にしまして、夜間中学、県立ふじのくに中学校が開校されます。

6つ目の柱、社会参画の促進ですけれども、外国人県民の地域社会への参画を促進いたします。留学生や外国人県民の地域リーダーを通じまして、同じ国の出身者に、地域活動や県政の情報などを発信していただき、地域社会に加わるきっかけ作りなどを行ってまいります。

最後7つ目の柱、働きやすい環境の整備ですけれども、外国人県民が生き生きと働くことができます環境を整備いたします。留学生の就職支援や、多様な外国人材が地域で活躍できる土台作りなどを行ってまいります。

以上、令和5年度多文化共生の取組を全体像として、御説明させていただきました。ありがとうございます。

(岸田)

はい、ありがとうございました。

(吉永)

会長、続いてよろしいでしょうか。

(岸田)

はい。

(吉永)

関連がございますので、その次の資料になりますけども、資料4を御覧ください。資料の一番頭にあります、資料4の1、これは当課が所管します外国にルーツを持つ子どもの活躍支援事業でございます。これについてもう少し、説明を補足させていただきたいと思っております。県内に暮らす外国にルーツを持つ子どもたちに焦点を当てまして、将来、静岡県を支える一人として、日本人の子どもたちと同様に活躍できるよう支援を行うものであります。具体的には、今後効果的な支援策としまして、何が必要なのかということを探るための実態調査をしっかりと行ってまいります。また、外国ルーツの子どもたちが自分に自信と誇りを持って、明るい未来に向けて成長していただけるように、現在活躍されてます外国ルーツの若者が講師となっていただきまして、その体験談を語ってもらうようなコーナーを予定しております。こうした取組をきっかけに、今後、支援策の充実を図りまして、将来的には日本人、外国人が分け隔てなく活躍できる、外国人にも選ばれる静岡県を目指してまいります。

あと、この場を借りまして、参考に情報提供させていただきますけども、先月報道もされましたけども、県の組織改編がございまして、今年4月から私ども多文化共生課は、くらし・環境部から地域外交局の方に移ることとなりました。部局は変わりますが、外国人県民の皆様の暮らしを支援する現在所管しております事業は、そのまま継続してまいりますので、ちょっとこの場をお借りして、報告とともに御承知をお願いしたいと思います。すいません、ありがとうございます。

(岸田)

はい。どうもありがとうございます。資料で言うと、資料3と資料の4を今説明をしていただきました。また、令和5年度の主な事業について、7つ大きくお話をさせていただきました。

委員の皆様から、これからの取組についてでございますので、忌憚のない御意見

をお伺いできれば、と思っております。皆様から御意見、感想でも構いませんので、何かございますでしょうか。はい、佐伯委員お願いいたします。

(佐伯)

はい、オンラインから失礼します。静岡文芸大の佐伯と申します。資料3の丸7番、地域大学コンソーシアムと連携し、留学生の就職と支援ということについてなんですけれど、これ非常に重要な取組だと思っております。その中で1つ問題提起なんですけれども、先ほど御説明になった1番にもあった、外国にルーツを持つ若者たち、本学にもたくさんおまして、彼らも就職などでかなり苦労しています。情報がなかったりとか、どういうふうな形で情報収集したらいいのかっていうことで苦労していて、彼らはまさに内なる留学生というか、日本で生まれ、日本で育っているんですけれども、日本人の学生と比べると、就職活動の情報等々が入っていないということで、彼らは留学生とは呼ばれないんですけれども、やはり留学生同様に支援が必要な学生であります。なので、彼らのような学生をなんて呼ぶかって難しいんですけど、国際学生というのか分からないのですが、留学生だけではなくて、そういった内なる留学生も参加できるような形で、イベントを運営していただきますと、非常に今必死に頑張っている外国ルーツの大学生たちも救われるなというふうに思いますので、こういった内なる留学生含めた国際学生のフォローというふうな形で運用することも、今後検討していただけるとありがたいなと思っております。

(岸田)

はい。どうもありがとうございます。では、事務局の方からお願いいたします。

(吉永)

御意見ありがとうございます。この事業まさにこれからスタートなものですから、今いただきました御意見、所管が経済産業部にありますけれども、話をしっかりつなぎまして、今の御意見を踏まえて、検討させていただくようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

(岸田)

ありがとうございました。佐伯委員に少しお伺いしたいんですけれども、先ほどの就職で、外国ルーツをお持ちの方が、日本で生まれてもなかなか就職は難しいというお話のようなんですけれども、やはり日本人の方と比べて、就職率というのは、格段に低い状況が現実としてあるのでしょうか。

(佐伯)

個人差が大きいというのは、正直なところはあります。特に一番大きい原因は、日本語能力だったりするんですけれども、やはり、日本語でエントリーシートをたくさん書くというところでは、日本人の学生でも苦労するようなエントリーシートを書くところに関して、中学校ぐらいで来日した学生なんかは書く量って、やっぱり苦戦するところがあります。ですので、そういったところであったりとか、そもそもどのタイミングから就職活動とか、インターンするってところの部分も、まだまだロールモデルが少ない部分もありますので、まだ統計は取れていないんですけども、そういったところも、今後整備していきたいな、というふうには思っております。

(岸田)

ありがとうございます。産業界として非常に耳の痛いお話で、確かに、エントリーシートはきっちり書いてあるので、本当に今の学生さん大変だなと思うんですけれども、産業界も、やはり、もう少しそういうところに理解を示していくことも必要じゃないのかなと思いますので、我々としても、今後の課題として、それを認識していきたいと思います。どうもありがとうございます。その他の皆様からいかがでございましょうか。はい、ラクスミ委員お願いします。

(ラクスミ)

ありがとうございます。資料4の3のところなんですけれども、私は「かめりあ」のほかにもふじのくに地域・大学コンソーシアムで専門員として働いています。大学生の3年生から就職活動の情報やSIR（静岡県国際交流協会）とSIBA（静岡県国際経済振興会）と関連してイベント情報を提供しています。今のところはそれだけ言えます。以上です。ありがとうございます。

(岸田)

ありがとうございます。今の件につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

(吉永)

色々な各方面から、情報提供をしていただいている、私どももそういった実態がなかなか掴めていないところもございまして、それこそ色々な皆さんから、そういった情報も上手く取り入れる仕組みも、なかなかできていないのですが、こういった色々な場を通じまして、そういった取組をされていることをしっかり把握して、バラバラでやるよりかは、もっと連携した方がいいかなというところもあ

ろうかと思imasので、今みたいな、都度都度、情報をいただいたことを踏まえて、上手く連携して、提供してあげればいいのか、というふうに思いました。ありがとうございます。

(岸田)

ありがとうございます。連携は非常に重要なので、ぜひよろしく願いいたします。その他の皆様いかがでございましょうか。

(植田)

名古屋入管の植田でございます。静岡県取組には、本当にいつも感服しております。ありがとうございます。特にこの子どもの教育問題についてなんですけれども、保護者へのアプローチがものすごく重要だってことは、もう常々言われているところでございますけれども、今起きてる現状というのが、まず一点ございまして、例えば、ブラジルをルーツとする方々みたいに、日本で永住したりとか、ある程度定住する在留資格もあると思えば、最近増えているいわゆる就労資格とか特定技能、こういった就労系のビザの御家族というのは、家族滞在というビザで在留していて、こういう方々ってというのは、例えば永住や定住のビザに比べて非常に、将来の在留資格のキャリアパスが描きづらいみたいなところもあって、それが直接的な影響かどうか分からないんですけれども、例えば高校の進学率であるとか、あるいは佐伯先生おっしゃるような留学生、大学生になったりとかする方が少なかったりとかってというような、こういう問題も実は起きているところがあります。非常に難しいところではあるんですけれども、それぞれのいわゆる家庭にあったようなキャリアパスの形成であるとか、あるいはガイダンスであるとか、こういったものも必要になってくるのかなと最近痛感しているところでございます。入管庁としましても、こういうちょっとテクニカルな在留ビザの問題をはらんでることもありますので、情報提供しながら、あるいは、各教育機関にうちの職員を派遣して、キャリアパスの相談会をビザに基づいた相談会をやってみたりとかしていますので、こういったものもまた連携していければなと思imasので、どうぞよろしく願いいたします。

(岸田)

ありがとうございます。事務局の方から、今の御発言についてでございますでしょうか。

(吉永)

はい、ありがとうございます。私どもの、相談センターの「かめりあ」の方でも、

外国人の方からビザ関係の問合せとか、相談とか、そういったものも非常に多いものですから、現場の相談員の皆様と、また入管庁の皆様とも一緒に連携、勉強もさせていただいて、適切な対応ができればなというふうに思っております。また、色々連携もさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(岸田)

ありがとうございます。施策となると、どうしても最大公約数にならざるを得ない部分はあると思うんですけれども、今お話あったように、家庭ごとに課題は随分違うと思うので、もう少し細かく、どこまで見れるかという問題もあると思いますので、そういう目線でも政策を打っていただけたらなと思っております。よろしく願いいたします。その他の皆様方からはいかがでしょう。

(坂本)

先ほどの佐伯委員のお話に通じるんですけれども、先ほどの佐伯委員は出口の就職につながる場所での話だったと思うんですが、たまたま本学の外国語学部の授業で読んだ新聞に、1年前の新聞、ちょっと社名を忘れてしまったんですけれども、外国にルーツを持つ子どもたちが進学の中で非常に苦労しています、留学生の場合は、外国人留学生入試というものを持つ大学が非常に多く、特別な入試なんですけれども、外国にルーツを持つ子どもたち向けの入試はなく、日本語能力がやや劣っているということで、進学を断念しないといけないケースが多々あるそうです。それから、奨学金も留学生がとても恵まれているってことを言っているわけではなく、留学生向けの奨学金はあるんですけども、外国にルーツを持つ人向けのものっていうものが非常に少ない。先ほどの話に戻ると、外国にルーツを持つ子どもたち向けの試験を有している大学は神奈川大学しかない、2年前だったか、1年前ぐらいの新聞に書いてありました。そういった面でも、留学生への対応と同時に、やはり外国にルーツを持つ子どもたちへの何らかの対応っていうものも、今、県がなさっているように、更に厚みを持ってしていくといいのではないかっていうふうに思います。

もう一点、資料3の子どもの将来のところ、日本語力が進学や就職につなげるためには必要というところで、多くの施策を県の方でやってらっしゃると思いますが、参考に恐らくもう御存じだと思っておりますけれども、子どもの日本語教育への支援とか、学習支援の知見が蓄えられていまして、子どもの日本語教育研究会ってような学会があります。そこでは、多くの発表と、論文投稿がされておまして、たまたま、私も明後日そこでやさしい日本語について発表することになってるんですが、ここであるとか、あと、早稲田大学が主となっている子どもに関する学会もありますので、そういったところの知見を参考になさると、よ

りこれからの対策に活かせるのかなと思います。もう一度申し上げますと、子ども日本語教育研究会っていう学会があります。以上です。

(岸田)

ありがとうございました。それでは、事務局の方からお願いいたします。

(横地)

坂本先生ありがとうございました。先ほど先生が御紹介された記事は、恐らく日本経済新聞であったかと思うんですが、その記事によりますと、全国国立大学が約80ある中で、留学生選抜をしているのが75校あるそうです。しかしながら、その75校の中には、61校が日本の高校を卒業する外国人生徒の受験というのを認めていないというようですので、61校はいわゆる日本の高校を出た外国ルーツの子どもさんの選抜枠みたいなのは持っていない。そして、持っているところであっても、例えば、来日3年以内とか、そういった条件をつけているということで、留学生には枠があるけど、内なる留学生である生徒さんにはないということだと思います。

静岡文化芸術大学、佐伯先生の大学では、学校推薦選抜ということで、英語重点型公募制という枠があるそうで、そこは英語によるペーパーテストと、日本語と英語のインタビューによって評価をされるというようなことを聞いております。その前の高校入試の段階も、同じように、日本語が得意でない生徒さんにとっては、高校入試というのも大変だと思いますが、静岡県立高校の中では、外国人生徒選抜実施校というのが9校あるということで、そこでは学校推薦という枠でやっているかと思いますが、特別枠を設けて、そういった生徒さんの受験資格を認めているということです。参考までに。

(岸田)

ありがとうございます。非常に難しい問題と言いますか、やはり我々産業界も日本語がある程度できないと、就労していただくというのは、非常に難しいというのがありまして、今話を聞いて、今日は本当に耳が痛い話ばかりなんですけれども、どうやって外国ルーツを持った日本で暮らしている方を、就職というところまでつなげていくか。先ほどの非正規と正規社員のそういうところにもすぐ繋がってくる話かなと思いますので、ぜひ県の方としましても、その辺を重々了解していただいた上で、政策を進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

その他の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。はい、相川委員お願いいたします。

(相川)

今の教育関係の話に絡むんですけれども、私はブラジル人コミュニティに身近に関係しているんですが、多くのブラジル人は、日本の学校に通ってるんですけど、その前の段階で、日本生まれのブラジル人たちは、もう母国語が日本語になっているんですね。逆にポルトガル語が分からない子たちが多くて、同じように日本人と教育を受けて、ある程度の学力の差はあると思うんですけれども、徐々に大学へ進学希望する子たちもいて、先ほど坂本委員が言ったように、外国人っていうスタイルがすごく強くて、学力があっても外国人枠に入っちゃうんですよ。外国人っていうので決めつけられて、なかなか大学へ進む段階ではなくなってしまふ。あともう1つは、生活のレベルスタイル。奨学金とかありますけれども、子どもたちは学校の方で教育を続けたくても、試験とかを受けてすごい努力をしてるんですが、経済的とか家族の問題とかに絡むとなかなか一歩進めない状況だといろいろお話を聞いてます。日本語を一生懸命勉強してもそれだけで上手いかななく、全部の問題を自分でクリアをすることがやっぱり難しいと聞いています。

(岸田)

ありがとうございます。先ほどの外国人枠で見てしまうというような、日本人としては、そういうようなことが絶対ないとは言えない感じは受けるんですけれども、委員の皆様から、その点について、御意見等ある方いらっしゃいませんか。小さい頃からという話になると、小学校とかでは、比較的日本語がもう話せる方が多いのかもしれませんが、そういうことを聞いたこと、鈴木委員ございませんでしょうか。

(鈴木)

最近では、親御さんがもう長く日本にいらして、日本で生まれたっていうお子さんが大分増えてきているものですから、今お話があったように、ほぼもう日本語を習得していて、どちらかという、母国を忘れてしまっているようなお子さんも多く見受けられるかなっていうふうに思っています。で、今お話あったような生活スタイルであったりだとか、その子の外見といったところで、判断されてしまうっていうケースも間々あるかな、というのが感じるところです。いつかお話いただいたことがあったと思うんですけれども、発達障害を疑うような場面っていうのが、学校では、言葉が上手く通じなかったり、コミュニケーションが取れなかったりっていうケースがあったりすると、それは育てにくさであったり、教えにくさというところにつながるんで、そういったことで、発達に問題

があるんじゃないかって見方になってしまいがちだったというようなことは、実際に現場では起こりうる事かなっていうふうに思っています。ただ、そういったことは本当に是正していかなければならないことだと私は思っています。

(岸田)

ありがとうございます。そういう点でも、進めていかなければいけないんですけども、教育という点では、最近、日本の御家庭の方は、非常に教育にお金がかかって、なかなか高等教育ができないという方も増えてきているというふうに聞いています。やはり育てる上でのお金が日本では少しかかりすぎてるところがあるので、そういう点では、支援の仕方というの、お子さんだけではなくて、親御さんへの支援っていうのを、少し必要なのかなと、聞いて感じたところがあります。

事務局から何かございますか、よろしいですか。はい、それでは、そのほかに皆様から御意見等ございますでしょうか。じゃあ、王委員お願いします。

(王)

はい、王と申します。よろしく申し上げます。自分も就職した経験を踏まえて、ちょっと発言させていただきたいと思えます。卒業して、エントリーシートとか面接とかをクリアしなきゃいけないものだと思うんですが、そこで一番身近な相談相手としては、学校の先生が一番近いですね。ぜひ、先生の支援もしていただければと思えます。大学の先生もそうなんですけど、あと、県・市、地域、学校、企業も含めて連携することが大事じゃないかなと思えます。何年前とかちょっと忘れたんですけど、外国人の企業の見学ツアーがありまして、そこで私ちょっと担当をさせていただいたんですけど、先輩社員として、直接、大学の3年生、4年生と話をする機会がありました。そこで日本語を話すよりも、母国語で話せれば、中国人の後輩たちも安心できるんじゃないかなと思えます。もちろん、エントリーシートも、面接も先輩たちはこれまでの経験を踏まえて、直接話ができるればいいんじゃないかなと思えます。はい、以上です。

(岸田)

ありがとうございます。やっぱりそういうふうにやっていくと、後輩の皆さんは、すごく安心して、いろんな話を聞いてくれるんでしょうか。

(王)

そうですね。あと、個別相談ですね。名刺を渡したりとか、WeChat というアプリで公開したりとか。実際はちょっと連絡もありまして、明日面接行くんですけど

ど、どんな服で行けばいいですかとか、そういう相談もありました。そのつながりの先輩としては、もっと支援できればいいかなと思っています。

(岸田)

ありがとうございます。先輩のそういう意見というのは、本当にこれから就職とか分からない若い人には、非常に力強い言葉かなというふうに思います。引き続きよろしく願いいたします。今のすごく大事な点が、学校と企業が連携して、そういう支援みたいな相談ができる、そういうところを作るべきじゃないかというようなお話がありましたけれども、皆さんの中でそういう御意見等があれば少しいただけたらと思いますけど、いかがでございましょうか。

はい、土屋委員お願いいたします。

(土屋)

こんにちは。土屋です。良い報告をしたいと思います。今回は多文化共生政策の取組の関係で、良い成果を報告します。自殺を望んでいた日本人とフィリピン人の混血少年は、日本人の支援で自殺を思い留めました。この母親との生活は困難であるとの理由で、1年前にフィリピンから日本の家の父親の家に住むことになりました。日本に来たばかりの時に、日本語が話せなく、日本文化も慣れずに、しばらく学校に行ったけれども、自分は授業中に先生と他の学生たちに迷惑になるからと学校に行けなくなりました。自分の部屋に引きこもって、眠れない日々は続き、その間自分が生きているかどうか確かめるために、何回か手首を切って、自殺を思うようになりました。心配した父親は、彼を病院へ連れて行って、精神科の先生のアドバイスのもと、薬をもらい、病院の支援担当者の支えで、彼の状態は徐々に回復しました。時々、波があるけど、現在は外出するようになり、学校にも行くようになりました。本当に皆様の御支援のおかげで、一人の少年の命は助けられました。本当にありがとうございます。

(岸田)

本当にいいお話をいただきまして、ありがとうございます。そういう支援の結果、本当に小さなところが人の命を救うんだというのは、よく感じられました。ありがとうございます。

はい、榊原委員お願いいたします。

(榊原)

自治会から来てございますので、ちょっと皆さんと考え方の少し違ったところで、お話ししたいと思います。資料3の多文化共生の取組で、自治会が主に力を入

りたいところ、災害への備えの3ですね。それと、社会参画のところの防災訓練に参加してる外国人県民21パーセント強ですけど、私思うに普段の自治会ってのは、地域住民が1つの組織を作って、いろいろなルールを決めながらやっているんですが、なかなか外国人がどこに、どういう方が住んで、どういう家族構成かってのが分からないんですね。そうしますと、自治会長っていうのは、それなりに自治会の、仮に400世帯あれば400世帯の家族構成の名簿って持っているんですよ災害用の名簿を。当然民生委員さんもそれを共有してるんだけど、その時に外国人の家族構成とかそういう情報が足りないんですね。そうすると、いざ災害が起きた時に声もかけられない。来ていただければいいんだけど、どこが地域の避難場所とかというの分からない。いざ避難が続いた場合には、そこで日本人の住民と同じような生活をしていかなければならない。この件がすごく心配なんですね。今現在、我々の自治会も日本の方も少しずつ、自治会加入率ってのは減ってきてるんですね。ですから、この辺を行政がどのように考えているのかっていうのが1つ。

自治体の地域行事が、年間に主な行事ってのが校区祭があったり、文化祭があったり、お祭りがあったり、そういうのにも、やっぱりいろんな事情があって、参加されてないと思うんだけど、そういう方の情報を自治会長が掌握できてれば、声をかけられるんですよ。仮に文化祭などは、結構趣味の世界。趣味の方は、外国の方でも色々な特技を持ってますから、作品を出したりすることができる。そうすると、自然と地域住民との交流ができてくる。それが今現在欠けてるんですよ。これについて、ここで書かれてる課題については分かるのだけれど、実は現場で、我々が体験してる場所は、この辺がどういうふうにしていけばいいか、行政指導がどういうふうに入っていくかということも、私は必要ではないかと思うんで、ここら辺について何かあれば。

(岸田)

ありがとうございます。大変重要なところだというふうに思います。では、事務局の方からお願いいたします。

(吉永)

はい、現場の切実な声として、ありがとうございます。確かにそうだと思います。私自身も、近くにそういった団地で外国人が住んでた方いらっしゃいます。きっかけかなというふうには思ってるんです。例えば、防災の面ですと、御存知の通り、世帯台帳をまず、そういった地域の情報基礎として作りますよね。組長さんなどが回っていく時に、外国の人だからなかなか理解が難しいかも分かりませんが、私も自治会組長をやったことがありますけども、どこに家があつてと

ということが分かるので、そこをノックして確認したり、日本人でもなかなかコミュニケーションが難しい人もいますけども、1つ思ったのは、我々の立場で協力できそうかなと思いました。日本に来て間もない方というのは、先ほども議論に出ましたけども、日本語が分からないと、コミュニケーションが本当に難しいと思います。今進めております「やさしい日本語」で、やり取りすることができるのであれば、例えば、自治会の役員さんが、地域を回る時に、何と言って回ったらいいんだろうっていうところを、県であったり、各市町の多文化共生担当課で「やさしい日本語」表記で、例えばですけど、「日本には自治会というものがあります。これは、地域みんなで防災や日頃の暮らしをみんなで支え合う集まりです。もし、万が一の時に、皆さんが怪我をしたり、命を落とすことがないように声掛けをしたいので、何人が住んでいて、どういう人がいるのですか。教えてください。」のような、それが「やさしい日本語」なんですけど、行政文章っていうと、難しい表現になってしまいますけど、そういうことではなくて、本当に必要な簡単な言葉で、「こういうために、こういう情報が必要なんです、教えてください。」というような投げかけの雛形を行政の方でお作りして、それを自治会の皆さんの方にお分けして、チャレンジしてみませんか。というのも、1つの取り組みかなと。

(榊原)

今言ってることは欲しいわけですけど、そんなに詳しいことまでいらんんですよ。子どもさんが何人だとか、そういうのだけあればね。それで、どうしたら連絡がつくか、とか簡単なやつで良いわけで、そういう情報が自治会長に入れば、自治会長はちゃんとそれなりに対応すると思うんです。今、災害が起きた時に、今のところ静岡県じゃそんなに避難所で長く生活することはないと思うんだけど、長期でもしもってことも考えながらいかないと、これから困ったことになるかなっていうのは、私の考え。そういう台帳っていうのは、いろんな方が持つわけじゃなくて、自治会長が持って、そのほかには民生委員さんぐらいが持つわけで、当然秘密ですので、ぜひその辺は、行政の方もある程度考えていただくとありがたいなと思います。

県の方策で、9月、12月に大きな防災訓練があるんだけど、津波地域は津波訓練があつたりで、そういうところに住んでる外国人も、我々日本人と同じように、避難させなきゃいかんし、してもらわなきゃいかんもんですから、その辺をよろしくお願いします。

(吉永)

そうですね、つながりたいと思います。ありがとうございます。

(岸田)

はい、ありがとうございます。県も市も町も結構大きな組織なので、それぞれ縦割の部分もあると思うんですけど、ぜひ、横串を刺していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

そして、途中から静岡県立大学の高畑委員が御参加いただいています。どうもありがとうございます。

(高畑)

途中参加で失礼いたしました。よろしく願いします。

(岸田)

何なりと御質問等いただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。非常に多くの御意見をいただきました。事務局の方で今回もしっかり受け止めていただいて、回答の方を具現化するような形で進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議案日程につきましては、終了いたしました。最後に、事務局の方から、情報提供があるというふうに聞いておりますので、事務局の方からよろしく願いしたいと思います。

(吉永)

ありがとうございます。手元の資料の5と6で、御案内したいと思います。まず資料5ですけども、新型コロナウイルス及び物価高の影響調査結果ということでございます。これは、新型コロナの感染拡大によりまして、外国人県民に及ぼす影響があるんじゃないかということで、その辺の調査を令和2年度から、継続的に行っております。昨年12月になりますけども、改めて調査を行いました。またちょうどその頃、物価高が社会的に大きなニュースにもなっておりますので、合わせてこの影響調査を行ったものでございます。その結果、中段にございますけども、現在困ってることで一番多いという回答は、生活費の増加ということで、次いで、収入の減少ということでございました。また、特徴的なものとしましては、これまでの調査では、御自身や家族の新型コロナ感染への心配ということが非常に多かったわけなんですけども、今までは御覧いただくように8割、9割ぐらいの方が心配だと言っていたんですけども、今回3割程度に減少してきたというような状況でございます。私どももこの結果を踏まえまして、県庁内や市町関係機関に対しまして、この結果の共有を踏まえて、県

民の皆様に色々な支援の施策を打とうという際には、ぜひ外国人県民の皆様が取り残されることがないように、配慮していただきたいということで、要請を行っているところでございます。

続きまして、資料の6でございます。ウクライナからの避難者への支援の状況というところでございます。御覧の通り、ロシアの軍事侵攻から1年が経過しまして、先行きがなかなか見えない中で、今現在、日本には2,300人を超える方が避難されております。このうち静岡県には、最終的に移動がございました2月3日の時点でございますけど、39人の方が避難されまして、県や市町関係団体、また、受入の御家庭の方々の御支援によりまして、暮らしを支えているところでございます。資料の裏です。2ページ目の下段になりますけども、そうした中で、県といたしましては、これから日本で当面の生活する上で、最初に直面します言葉の壁の解消ということで、日本語教育の支援を無料で、独自として、日本語教育の授業を立ち上げまして、避難者一人一人の御事情とか、日本語についての御意向と、そういったことをお聞きしながら、寄り添いながら、日本語教育を実施してまいりました。今後、地域に既存の教室もございますので、更に日本語をもうちょっと勉強したいという方については、そういった既存の日本語教室の方にも、つなぐような手配をしているところでございます。報告は以上でございます。

それと先ほど、御質問をいただいて、県のホームページへの問合せ状況ですけども、数字の問合せをかけたのですが、今すぐにカウントができなかったということで、この後、正確なものを皆さんにお届けしたいと思っております。よろしくお願ひします。情報提供につきましては、以上でございます。

(岸田)

はい、ありがとうございます。ただいまの情報提供につきまして、皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

先ほどのウクライナの避難者が県内の避難者の受入状況が39名で、日本語教育の支援が対象者が43名と多くなってるんですけども、違いに何か関係あるのでしょうか。

(吉永)

はい、避難者の方が最も多い時期が43名でございます。それで、対象として43名、今現在39名が残られてる、そういうことでございます。

(岸田)

ありがとうございます。それでは、皆様から御意見はいかがでしょうか、大丈夫

夫でしょうか。はい、ありがとうございました。

御意見がないようでございますので、本日はこれで全ての議案、それから情報提供が終了いたしました。それでは、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

(緒方)

はい、岸田会長をはじめまして、委員の皆様、御審議ありがとうございました。最後に閉会にあたりまして、森副知事から一言御挨拶申し上げます。

(森)

本日は、それからウェブの皆様、ちょっと背中姿になってしまいますけれども、申し訳ございません。令和4年度の第2回の多文化共生審議会、様々な活発な意見をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、県の多文化共生事業に、御理解をいただきながら、積極的に参加していただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

全体の会議、非常に活発に御意見いただきました。本当にありがとうございます。その中で、共通して重要なのは、しっかりした情報を伝えて、相手に分かるまではしっかり伝えるということと、相手の持っている考えも含めてですけど、情報をしっかり受け止めて、こちらで消化する。情報というものが基盤として非常に重要だということ、ここでまた再確認できました。もう1つは、切れ目と言ったらなんですけど、例えば入国する時、それから出産する時、それから入学する時、就業する時、そういった切れ目切れ目のところに、連続性をしっかり持っていくということが、多文化にとって非常に重要だということが今日の会議の中で分かりましたので、今後それらをしっかり踏まえて、やっていきたいというふうに思います。

先ほど事務局からもちょっとお話がありましたけれども、来年度の多文化共生の事業というのは、少し変化していくと言いますか、更に進めていきたいというふうに思っています。組織改編の話があったと思います。今くらし・環境部というところにあるんですけれども、これから来年度、もうすぐこの4月のからなんですけれども、知事直轄組織の中に地域外交局というものがございまして、その中で一緒にやっていくという形になります。もちろんこれまでやってきました事業は継続してありますけれども、視点といたしまして、本県の在留の外国人の県民に対して生活者、そういった視点でこれまでやってきました。それらにつきましては、先ほど紹介がありましたので、長くは申し上げますけれども、例えば、多言語相談であるとか、「やさしい日本語」であるとか、そういった基盤整備というのは、これからも継続的に行ってまいりますけれども、将来、本県の発展

ということには、こちらの方が日本人、外国人を問わずに、交流から始まって、定着までが非常に重要な案件だというふうに考えています。それで、地域外交と多文化共生が一体として、国際的な流れの政策と外国人の暮らす環境整備、こういったものを切れ目なく受け入れるという定着の好循環を目指すという意味合いで、組織を改正していきたいというふうに思っております。先ほどの報告もありましたけれども、コロナウイルス感染症の蔓延がございましたけれども、この5月に感染症法上の分類が2類から5類になるということで、一般的な疾病になりますので、これと軌を同じくして交流が始まっていく。そういう経緯でございますので、こういった組織体制を持って、一体的にやっていきたいというふうに思っております。また、政府のデジタル田園都市国家構想というものがございまして、本県の働く場所とか、住む場所としてですね。また、先ほどからずっとありますけれども、SDGsの中心地というものになるため、日本人、外国人の差がなく、暮らしていける場作りと、そういったものが大きな県の目標でございますので、住みやすい地域を作るためにも、多文化共生事業を非常に重要に考えてございますので、今後も、皆様方の御支援、御鞭撻をお願いしたいというふうに思います。少し話が長くなりましたけれども、ぜひとも新年度、新しい組織に変わりました、皆様方の御協力を重ねてお願いしたいと思います。以上で、終わりにさせていただきます。本日はありがとうございました。

(緒方)

今期の委員の皆様による審議は、今回が最後となります。また、皆様の任期は、今年の6月までとなつてございますので、2年間に渡り、様々な御審議ありがとうございました。

なお、本日の議事の要旨につきましては、皆様に内容を御確認いただいた上で、正式なものを後日送付いたします。

それでは以上を持ちまして、令和4年度第2回静岡県多文化共生審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。